

＝「権利擁護と個人情報保護」研修会＝

平成 29 年 1 月 26 日(木) 18 : 00～

於：子ども支援センターげんき

1. 前提として「権利擁護」とは

⇒自分のことを自分で決定し守ることができない人を支援する必要。

2. 「権利擁護」支援内容

- ・ 介護サービス契約
- ・ 成年後見制度

上記に限られない

3. 権利擁護活動における個人情報保護は

⇒ “福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン”

(平成 25 年 3 月厚生労働省)

⇒ “医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン” (平成 16 年 12 月 24 日通知、平成 28 年 12 月 1 日改正。厚生労働省)

【保護対象の情報の特質Ⅰ】

- (1) 本来のサービス提供に関する個人情報保護
- (2) サービス提供の折り、際してなど、本来的なサービス提供外における個人情報保護がある。

【保護対象の情報の特質Ⅱ】

- (1) 利用者本人の情報
- (2) 主介護者、家族等親族や介護関係者の情報

【保護対象の情報の特質Ⅲ】

- (1) (一般的な) 個人情報

(2) 特定個人情報（マイナンバー含む）

■情報保護される“扱い態様”は

情報の

- ① 取得
- ② 利用
- ③ 保管
- ④ 開示
- ⑤ 訂正等
- ⑥ 利用停止・削除

■公表、苦情対応・・・24条

■罰則・・・第6章

■損害賠償責任

3 介護サービスの分野における個人情報保護のポイント

個人情報を扱う際には利用目的を明確にする。…警戒、誤解を防ぐため。
目的外利用となるときは本人の同意を得る。

【求められる課題】

相談援助職であるケアマネージャーと個人情報の保護は深い関係。

→ ケアプラン作成後も、利用者の身体・精神の状態の変化を的確に把握して、サービス計画の見直しを適切に進めることが求められている。

⇔ 主治医・医療機関・サービス事業者の相互連携が必要。

これを『情報』の側面からみると、

- 情報（取得）の最新化と
- 情報利用（チームにおける情報の共有を含む）の最適化

【要チェック】

- ◇ 「利用者のため」という大義を盾に、個人情報の扱いを疎かにするべからず
- ◇ 誤った認識の下、盲目的に「過度な個人情報保護」に陥るべからず

その他、ありがちな対応にどのようなものがあるか？

- ① 利用者本人から、病気、事故等に関する情報について、家族には言わないでほしいと言われて伝えなかったが、後日、家族が知って、健康に関すること、治療に関することについて報告がなかったので適切な治療が遅れたと非難された。

- ② 利用者本人あるいは家族から、「ここだけ話」「あなただけ話」をされたが、大切な事柄と理解し介護スタッフに伝えたところ、その者から本人や家族に伝わり、家族間で揉め事となったと非難された。

- ③ 認知症の一人暮らしや、近隣から「問題」として見られているようなケースの場合、近隣との関係性をより良く保つことが本人の暮らしに大きく影響する事がある。そういった場合、近隣の不安を払拭するため、本人の状況等を伝える際に、どの程度まで話をしてよいものだろうか悩む。そもそもお伝えしてよいものか？

- ④ 正常な判断能力を持つ方、あるいは認知症と判断する材料がない新規相談の場合などです。いわゆる「困難ケース」や、事業所変更をくり返している方について、本人あるいは相談を受けた他事業所からの問い合わせに対し、自法人が持っている情報を伝えてよいのか？また他事業所に照会をかけること自体がどうなのか？

(4) 利用者の利益を守る上で必要な開示と手順、法的に守るべき点

法第25条1項

(開示)

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

(同条項但書)

ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

令第6条

(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

法第25条第1項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

4 質疑応答